

第 498 回 福井地方最低賃金審議会

日時:令和 4 年 10 月 25 日(火)

午前 10 時 00 分～

場所:福井労働基準監督署

2 階会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和 4 年度福井県特定最低賃金の改正決定について
専門部会報告
- (2) 最低賃金専門部会の廃止について
 - ア 福井県最低賃金専門部会
 - イ 特定最低賃金専門部会
- (3) その他

3 閉 会

資 料 目 次

第 498 回 福井地方最低賃金審議会
(R4. 10. 25)

番号	資 料 名
1	令和 4 年度 福井県地域・特定最低賃金の審議改正状況
2	令和 4 年度 福井地方最低賃金審議会等の開催状況及び今後の予定表
3	福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金関係 改正決定に関する報告書

令和4年度 福井県の地域別・特定最低賃金の審議改正状況

区 分		地域別最賃	特 定 最 賃			
			繊維製造業	機械器具製造業	電気機械器具製造業	百貨店
改正 申出	意向表明	-	3/7	3/7	3/7	3/7
	申出日	-	7/14 (8/22)	7/19	7/19	7/14
	申出ケース	-	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約
必要性 審議	諮問日	-	8/8			
	審議	-	(全員協議会にて)			
	答申日	-	9/14			
	答申内容	-	改正の必要性 無	改正の必要性 有	改正の必要性 無	改正の必要性 無
諮問		7/5	—	8/8	—	—
専 門 部 会	第1回	7/25	/	10/12	/	/
		部会構成 他		部会構成 労使意見交換		
	第2回	8/3		10/14		
		労使意見交換 金額審議		金額審議		
	第3回	8/4		10/17		
金額審議		金額審議				
第4回	8/5	10/20				
	金額審議	金額審議 結審(採決)				
第5回	8/8	/				
	金額審議 結審(採決)					
審 議 会	裁決状況	令5条3項適用 採決				
	答申日	8/8				
	答申内容	888円				
		+30円 目安額 30円 3.50%				
異議の申出		無				
改正決定日		9/2				
効力発生日		10/2				
部会構成委員 ◎部会長 ○部会長代理	公益 ◎井花委員 部会構成 他			公益 ◎岡崎委員 部会構成 労使意見交換		
	◎部会長	8/3		10/14		
		労使意見交換 金額審議		金額審議		
	○部会長代理	8/4		10/17		
		金額審議		金額審議		
	8/5		10/20			
	金額審議		金額審議			

月	福井地方最低賃金審議会			中央 最低賃金審議会
	本審（福井地方最低賃金審議会）	福井県最低賃金専門部会	特定（産業別）最低賃金専門部会	
6月	■492回 審議会 (6/9 13:30) ・運営規定 ・審議日程 ・情勢報告等			○中賃 (6/28) ・目安諮問
7月	■493回 審議会 (7/5 10:00) ・改正諮問 【意見聴取 7/5～7/25】 ・専門部会設置 ・審議日程	○委員推薦公示 【7/5～7/25】 ■1回 専門部会 (7/25 10:00) ・委員任命・運営規程 ・審議事項及び日程	○改正申出書提出 (7/19～8/22)	○中賃 (8/2) ・目安答申
8月	■494回 審議会 (8/8 13:00) ・専門部会審議結果報告・採決 【異議申出 8/8～8/23】 ■496回 審議会 (8/24 10:00) ・地賃改正の異議審	■2回 専門部会 (8/3 10:00) 金額審議 ■3回 専門部会 (8/4 10:00) 金額審議 ■4回 専門部会 (8/5 10:00) 金額審議 ■5回 専門部会 (8/8 10:00) ・結審、部会報告、答申文作成	○特賃小委員推薦 【8/24～8/31】	
9月	■497回 審議会 (9/14 15:00) ・特賃改正必要性の審議 ・特賃改正諮問		■>小委員会 (9/6～13) ・小委員会委員承認 ・特賃改正に必要な意見徴収 ・小委員会審議日程	
10月	<福井県最低賃金改正発効 10月2日> ■498回 審議会 (10/25 10:00) ・専門部会審議結果報告・採決 ・特賃改正の決定 ・専門部会の廃止		■10/12～20 機械①～④ 金額審議	
11月	■499回 審議会 (11/10 10:00) ・特賃異議審 ※異議申出がない場合は開催しない			
12月	<特定最低賃金改正発効 12月24日>			
1月				
2月				
3月	■500回 審議会 (3月中旬) ・特賃改正申出の意向確認		○翌年度改正意向表明 (上旬)	

令和4年10月20日

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋 殿

福井地方最低賃金審議会
福井県繊維機械、金属加工機械製造業
最低賃金専門部会
部会長 岡崎 英一

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定
に関する報告書

当専門部会は、令和4年9月14日福井地方最低賃金審議会において付託された福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員及び採決状況は下記のとおりである。

記

公益代表委員		労働者代表委員		使用者代表委員	
岡崎 英一	■	九野 光佑	■	江端 誠一郎	■
上野 祐夫	■	佐々木翔太	■	中山 通子	■
新宮 晋	■	森下 宏樹	■	増田 浩三	■

○：賛成、×：反対、－：欠席、長：部会長 を示す。

別 紙

1 適用する地域

福井県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で繊維機械製造業（工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業及び毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。以下同じ。）、金属加工機械製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が繊維機械製造業又は金属加工機械製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、ガラン出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくはテープはりの業務

ハ 賄い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

4 最低賃金額

1時間 915円

5 最低賃金において算入しないことを定める賃金の範囲

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり（令和4年12月24日）